



行政書士くまもと

<http://www.kumagyou.jp>

e-mail : info@kumagyou.jp

2016 春号 No.261

TOPICS

2月22日行政書士記念日事業 ゆうちょ銀行無料相談会報告

平成27年度第4回特別研修会報告

登録相談員等コンプライアンス研修

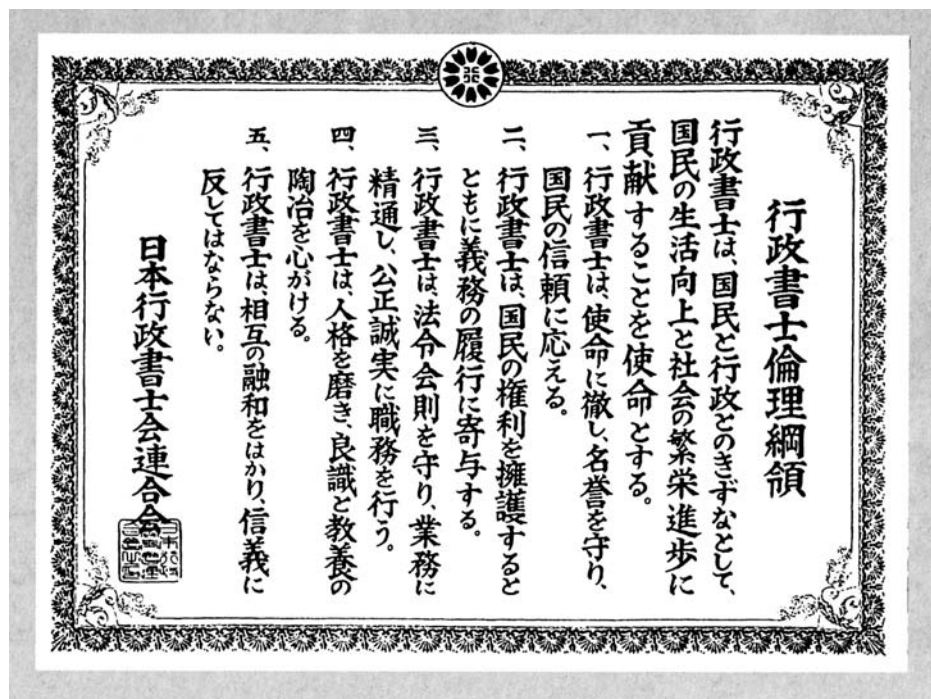
行政書士事務所ホームページの表記上の留意点



2016年は夏目漱石、来熊百二十年。

漱石ゆかりの地 五高記念館





目 次

巻頭言	2	八代支部「無料相談会」報告	7
ゆうちょ銀行無料相談会報告	3	政連だより	8
平成27年度第4回特別研修会報告	4	会務日誌	9
行政書士事務所ホームページの表記上の留意点...	5	事務局だより	10

[表紙コメント]

2016年は夏目漱石、来熊百二十年。

漱石ゆかりの地 五高記念館

旧制第五高等学校は現在の熊本大学の前身校のひとつであり、明治20（1887）年の開校以来嘉納治五郎、秋月胤永（かずひさ）、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）、夏目金之助（漱石）らが教鞭をとり、池田勇人、佐藤栄作、寺田寅彦など多彩な人材が育って行きました。

明治22（1889）年に完成した建物は、当初開校した五つの高等中学校（明治27年より高等学校となる）やその後開校した高等学校の中でも、現存する数少ない例で昭和44（1969）年に重要文化財に指定されています。内部は、復原教室や常設展示室が設けられ、赤煉瓦造りの建物についての展示や夏目金之助（漱石）が作成した試験問題など教授陣に関する資料、各界で活躍した卒業生に関する資料などが展示されています。

■住 所：〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-40-1
（熊本大学黒髪北キャンパス内）

■電話番号：(096)342-2050

■開館時間：10時～16時（入館は15時30分まで）

■休 館 日：毎週火曜日、年末年始、その他大学の都合による不定期の休館



巻頭言



熊本県行政書士会 会長
井口 由美子

早春の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は会務へご協力を頂き心より感謝申し上げます。

1月は「行く」、2月は「逃げる」、3月は「去る」の言葉どおり、ついこの前新年を迎えましたのに、あっという間に年度末となりました。3月と言えば卒業、退職と人生の節目の時であり、無意識のうちに様々な場面でこれまでの人生を振り返っている方も多いのではないのでしょうか。

私自身におきましても、会長就任から早くも10ヶ月が過ぎようとしております。無意識ではなく、意識的に自分自身に対しこれまでの成果を問うているところです。

今年度、新しく取り組んだ事業として「登録相談員制度に基づく無料相談会の実施」があります。どの会場でも、相談件数は着実に増えています。特に、熊本市役所での増加が顕著です。お忙しい中であっても、快く相談業務をお引き受け頂いている会員の方々のお力だと感じております。また「行政書士」の知名度アップにも、大きく貢献いただいているものと思います。この場をお借りし感謝申し上げます。来年度からは北区役所での月1回の相談会実施も決まっております。登録相談員の皆様にはご負担をおかけするかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、「成年後見サポートセンターコスモス」への加入の検討をするために、プロジェクトチームを立ち上げ、数回の研修会を開催いたしました。去る2月12日に実施した研修

会に於いて会員の皆様のご意見を直接伺ったところ、コスモス加入を望まれている方が30名以上いらっしゃる事が判明しました。熊本会としても、加入を前向きに検討すべきと感じているところです。

それから今年度は、非行政書士の排除に一層尽力して参りました。章紙の貼付制度も少しずつ浸透し、官公署の窓口で担当者から貼付を求められるケースも出てきました。皆様方のご協力のお陰に他なりません。私の選挙公約の一つである非行政書士の刑事告発についても、先日、熊本市役所より情報公開制度に基づき資料の提供を受けましたので、理事会での承認を受けたうえで近いうちに手続きを行いたいと考えております。

さて、今年から特定行政書士として業務に就かれる方もいらっしゃいます。行政書士としての資質がより一層問われる時流を迎えました。会員お一人おひとりの行動が、行政書士会全体の社会的評価に繋がることを、より意識しなければならない時だと感じております。今年の熊本県における行政書士試験合格者は、64名。全国でも高い合格率となりました。また来年度には、本会の会員数は600名を超えられると思われます。行政書士の知名度を上げ、業務の拡大に繋げることは会としての最大の目標ではありますが、やはりこれだけ大きな組織になると、とりわけ会員一人ひとりの倫理観と責任感が、社会から求められてくるようになると思われます。

年度末を機会に、今一度、「行政書士」としての誇りと責務とをふり返り、重ねて会長としてのこの一年を省みることにいたします。

新しい年度に向けて、何らかの成果が見える一年にしたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2月22日行政書士記念日事業

ゆうちょ銀行無料相談会報告

広報部長 古市 麻美

平成28年2月22日(月)九州地区のゆうちょ銀行にて、行政書士による無料相談会が一斉に行われました。熊本においては、熊本支店（城東郵便局）および八代店（八代郵便局）で開催されました。

本会においても九州においても初の試みということで、会長・登録相談員長・担当者の方々は、段取りや諸連絡に多大なる時間と労力を割いておられました。九地協においても、単位会同士この日を無事に迎えることができるよう、綿密な打ち合わせを重ねておられました。また担当者がゆうちょ銀行に出向いて

連携の確認をとり、足並みを揃える努力を惜しまなかったことが、本相談会の成功に結びついたものと感じております。ゆうちょ銀行のご担当者様におかれましては大変前向きに連携をとってくださったため、相談会のサポートを仰せつかった私も清々しい思いで業務にあたった次第です。

相談時間は1組につき約1時間とたっぷり確保したため、相談者さまも納得のいく答えを見つけることができたようでした。相談内容のほとんどを、遺言や相続といったいわゆる“終活”が占めました。



【相談員】（カッコ内は所属支部）

熊本支店：日高義治(熊本中央)・村井智宏(熊本中央)・平野昭代(菊池)・林田理一郎(熊本中央)
八代店：坂川昌生(八代)・笹本光洋(八代)・藤山義之(熊本中央)

【相談者】

熊本支店：10件（事前予約4件・当日来店6件）
八代店：4件（事前予約2件、当日来店2件）



平成27年度第4回特別研修会報告

企画研修部長 林田 理一郎

昨年11月の成年後見業務に関する研修に続き、今回はコスモス検討プロジェクトチームのメンバーであり、NPO法人成年後見安心サポートネット熊本に所属して後見業務に携わっておられる3名の会員に講師を務めていただきました。講義を通して、被後見人やその親族とうまく関係を保つことの難しさばかりではなく、非常にやりがいのある仕事であるということを改めて認識しました。

熊本会が、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下コスモス）へ加入することの是非について、研修参加者にアンケートを取らせていただきました。その結果、参加者の大多数が、コスモスに加入した方がいいというご意見でした。

今回のアンケート結果を参考にして、コスモスへの加入を前向きに進めていきますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日 時 平成28年2月12日（金）
午後3時から午後5時30分まで
会 場 流通情報会館 第1研修室
講 師 村上 泰幸会員（熊本東南支部）
多田隈祺紀会員（玉名支部）
赤星 憲志会員（熊本中央支部）
内 容 ・成年後見業務の具体的事例
・質疑応答

出席人数 56人



赤星 憲志会員 村上 泰幸会員 多田隈祺紀会員

登録相談員等コンプライアンス研修

日 時 平成28年2月11日（木）13:30~15:30
場 所 流通情報会館5階 第2研修室
参加人数 64名（補講14名）

熊本県行政書士会が行う各種相談会において、相談員として委嘱を受けるには、いくつかの要件があります。その一つが、このコンプライアンス研修の受講です。

登録相談員ガイドラインや、相談員として留意すべき点・心構え、業際問題等、2時間にわたって学びました。

参加者はメモを取り熱心に聞き入っていました。



行政書士事務所ホームページの表記上の留意点

第1回 「会社設立」・「離婚問題」・「紛争事案」に関する 不適切あるいは違法と思われる表示例

電子対策部会 松岡 泰光

多数の会員の方が、行政書士事務所の広告手段としてホームページを有効に活用されていることと存じます。ホームページは情報量、情報更新の利便性など非常に魅力的な広告手段ではありますが、全国の行政書士ホームページには、依然として法令等、とりわけ司法書士法並びに弁護士法に抵触すると思料される表現・表示が多く見受けられるところです。

電子対策部会では、無作為に全国の行政書士ホームページを閲覧し、懸念される表現・表示等を抽出し、別表のとおり取りまとめましたので、報告します。(東京都行政書士会田

無支部・IT委員会発出資料より引用しています。)

会員におかれましては、ホームページの表現・表示等については、行政書士法はもとより、他士業法、法令を精査し、行政書士倫理や品位を保持していただくよう、お願いする次第です。

尚、別表記載の内容は、個々のホームページを特定するものではなく、一般的な解釈による疑義の懸念があるものを例示し、問題点を検討したものであることを申し添えます。

【別表】

1 「会社設立」に関する不適切あるいは違法と思われる表示例

表示例		問題点
1)	登記申請書の作成	「本人申請」であっても、登記申請書類の作成は司法書士の業務です。(司法書士法第三条二号) (平成20年1月16日最高裁判所第二小法廷決定)
2)	会社設立登記まで代行	代行であるから申請代理行為ではない、との解釈はできない。業務(報酬の有無は問わない)で行う以上司法書士法違反の疑いがあります。
3)	法務局にて登記申請	上記同様、司法書士法違反の疑いがあります。
4)	当事務所のサービスは、法務局への申請までを含めた完全代行サービスです	上記同様、司法書士法違反の疑いがあります。
5)	会社設立は、行政書士の職分	株式会社について、会社法第四十九条は「株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」とし、「会社設立」がその成立までを意図したものであれば、行政書士の職分とは言えません。
その他)	「提携司法書士」との表示があっても、報酬に関して「行政書士報酬」のみ記載であり、提携司法書士の氏名・事務所名等の表示がなく、提携の真偽が不明な事例	提携司法書士について明確な表示がないことは、「提携」の事実は無いのとの推定せざるを得ないと思われます。

2 「離婚問題」に関する不適切或いは違法と思われる表示例

	表示例	問題点
1)	通知書作成代理人として、上限であろうと思われる300万円を請求	慰謝料の金額についての「法律的判断」が含まれ、弁護士法に抵触すると思われます。
2)	慰謝料請求に関するトラブルを解決	「トラブルを解決」は「非弁行為」と捉えられる表現であると思われます。
3)	離婚協議書に国家資格者の職印を押印致します。国家資格者の職印を押印することにより、真正な契約を交わした証明となります。	行政書士の職印は行政書士法施行規則第十一条において定めることとされ、同法第九条第2項において「作成した書類に記名して職印を押さなければならない」とされていますが、行政書士の職印の押印をもって「真正な契約を交わした証明」となる根拠は同法はもちろん他法においても見いだすことはできません。職印の押印は、その書類の作成に当該行政書士が関与し、作成者であることを表示することが、主たる目的であると思われます。
4)	弁護士や社会保険労務士、司法書士、税理士、ファイナンシャルプランナーなどと連携、ワンストップサービスなど	①のその他)と同様に、「連携」等については、その連携士業者について、明示すべきと考えます。他士業者の職域に関する事案となった場合に、知己の他士業者へ業務依頼するのみであれば、「紹介」と表示することが望ましいですが、その際他士業者に対して不当誘引とならないような配慮が必要です。
5)	私達が相手の代理人となり、公正証書の作成を行います	原則的に民法第百八条に違反する。また「公正証書の作成を行う」という表示は、行政書士が公正証書を作成する者であるとの誤認を招くことになると考えます。

3 「紛争事案」に関する不適切或いは違法と思われる表示例

	表示例	問題点
1)	市民法務・トラブル解決、あなたのトラブルの解決をサポート	「トラブル」と表示しているホームページが多いですが、トラブルは「紛争事案」と解される恐れがあるので、注意が必要だと考えます。
2)	示談交渉のコツや進め方、その他示談に関する悩み等についてメールでのコンサルティング	「示談交渉のコンサルティング」について、当該ホームページで報酬の要否を確認することができませんでしたが、業務として行うことには問題があると考えます。
3)	内容証明がトラブル解決の尖兵となります	「トラブル」と表示しているホームページのほとんどが、「内容証明」の作成を業務とするものでありました。依頼者の一方的意思表示たる内容証明の作成は当然に行政書士の業務であります。但し、依頼者の意思そのものを変更させる、或いは、依頼者の意思にはなかった内容まで付加する等の行き過ぎたアドバイスをするには問題なしとは言えません。また、受託当初から紛争事案であったり、紛争事案に発展することも少なくないことから、注意が必要と考えます。



次回は「戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書」・「本人確認」・「交通事故業務その他」に関する不適切或いは違法と思われる表示例について報告する予定です。

八代支部「無料相談会」報告

支部長 鶴田 稔

当日は、朝からどしゃ降りの雨、相談者は少なめかな？との予想を上回り、11名の相談者の来訪がありました。

相談内容は、相続に関することが多数を占め、「遺言書作成」が重要なポイントとなりました。相談前は緊張の面持ちであった相談者が、相談後は明るい笑顔になって帰られるお姿を拝見すると、私たち行政書士の役割は大きいものだとは再認識致しました。

鶴田支部長を筆頭に、前日床屋で散髪をして、相談会に臨むという気合の入れようの八代支部のメンバーです！



今後も「無料相談会」を随時開催し、市民と行政書士の輪を繋ぎ、行政書士の業務内容を周知させていくことが必要だと感じました。

日 時 平成28年2月20日(土) 10:00~15:00
場 所 イオン八代店
相 談 員 鶴田稔、坂川昌生、田添史也、一美慎也、笹本光洋、飛永真由美
相談件数 11件



坂川会員・笹本会員マジメコンビ！



一美会員、八代支部の若きホープ！

T O P I C S

熊本城マラソンに出場しました

広報部 伊津野 一敏



「熊本城マラソン2016」が2月21日に熊本市で開かれました。フルマラソン出場者は1万1901人(男子9532人、女子2369人)。制限時間7時間以内に完走出来た人は1万1209人。大会を支えて下さったボランティアは約4千人。沿道には約21万人が詰め掛け、ランナーに声援を送っていました。

私が参加したのは、歴史巡りフルマラソン。初のフルマラソン参加となります。

目標の5時間は切れませんでしたが、なんとかネットタイム約5時間10分で完走することができました。

何よりも印象に残っているのが人々の活気。今回も大変な経済効果をもたらしたのではないのでしょうか。

今回は準備不足で出来なかったのですが、来年も当選出来たならば、背中に熊本行政書士会のロゴを付けて広報活動をしたいと思います。皆さまも一度参加を検討されてみてはいかがでしょうか。

政連だより

賀詞交歓会に参加して

政治連盟副会長 川上 賢一

日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟主催の賀詞交歓会が平成28年1月22日ANAインターコンチネンタルホテル東京にて開催されました。私も政治連盟熊本支部の役員として、参加してまいりました。

今年は、午後1時から衆議院の本会議が行われるという過密な日程となってしまう、衆議院議員の先生方の参加が危ぶまれましたが、日頃から行政書士会に理解協力して頂いている先生方をはじめたくさんの国会議員や関係

官庁機関等の皆様に参加して頂き、「特定行政書士制度施行元年」という事で祝賀ムードの中、盛大な賀詞交歓会となりました。

今回、初めて参加させて頂いたのですが、国会議員の先生方や他県の会員の皆様方と交歓をさせて頂き、大変有意義な時間を過ごさせて頂きました。今後も様々な課題について今回知り合った方々と協力して取り組んでいきたいと思っています。



会務日誌

自 平成28年1月1日

至 平成28年2月10日

- 1月4日(月) : 仕事始め
- 1月7日(木) : 登録証交付式(9:30~12:00) 於: 会議室 登録者: 渡部千鶴・紺谷香織・藤田香織
三役会(15:00~18:00) 於: 会議室 出席: 井口会長他4名
- 1月8日(金) : 登録相談員等管理委員会(13:30~17:00) 於: 会議室 出席: 日高委員長他5名
- 1月12日(火) : コスモス検討プロジェクト会議(15:00~17:30) 於: 会議室 出席: 井口会長他7名
- 1月14日(木) : 九地協担当者会議(13:30~16:30) 於: 会議室 出席: 井口会長他8名
- 1月15日(金) : 広報部会(13:30~16:00) 於: 熊本テルサ 出席: 古市広報部長他6名
綱紀委員会(14:00~15:00) 於: 会議室 出席: 野口綱紀委員長他4名
- 1月16日(土) : 職務上請求書研修会(天草)(13:30~) 於: 天草市武道館 出席: 高木副会長2名
- 1月20日(水) : 法規部会(13:30~16:00) 於: 会議室 出席: 藤山法規部長他6名
- 1月21日(木) : 日行連理事会(13:00~16:00) 於: 虎ノ門タワーズオフィス 出席: 井口会長他1名
- 1月22日(金) : 日行連新年賀詞交歓会(12:00~13:30) 於: ANAインターコンチネンタルホテル東京 出席: 井口会長他3名
身近な問題相談会(11:00~16:00) 於: 行政書士会館会議室・熊本県庁
- 1月25日(月) : 総務部会(14:00~17:00) 於: 会議室 出席: 森田総務部長他9名
- 1月27日(水) : 監察打合せ(13:30~15:30) 於: 会議室 出席: 坂田監察部長他2名
- 1月28日(木) : 三役会(14:00~15:00) 於: 会議室 出席: 井口会長他4名
- 1月30日(土) : 第2回電子申請分野研修会(13:30~16:30) 於: 熊本市青年会館 出席: 37名
- 2月1日(月) : 企画研修部会(15:00~17:00) 於: 会議室 出席: 林田企画研修部長他7名
- 2月2日(火) : 監察打合せ(14:00~17:00) 於: 会議室 出席: 坂田監察部長他2名
- 2月3日(水) : 第4回社会保険未加入対策推進九州地方協議会(14:00~15:30) 於: 第三博多偕成ビル 出席: 高木副会長
- 2月4日(木) : 申請取次行政書士管理委員会(9:30~10:30) 於: 会議室 出席: 下田委員長他4名
- 2月4日(木) : 監察打合せ(14:00~15:00) 於: 会議室 出席: 坂田監察部長他1名
- 2月5日(金) : 平成27年度第4回専門士業団体連絡協議会(引き継ぎ式)(18:00~) 於: アークホテル熊本城前 出席: 井口会長他5名
- 2月8日(月) : 三役会(15:00~17:00) 於: 会議室 出席: 井口会長他4名
- 2月9日(火) : 登録証交付式(9:30~12:00) 於: 会議室 登録者: 中村公亮・後藤光彦・後藤俊二
電子対策部会(15:30~17:00) 於: 会議室 出席: 関電子対策部長他5名

事務局だより

1～2月度 会員異動

新規

	登録番号 登録年月日	会員名 支 部	事務所の名称 事務所の所在地	事務所 T E L 事務所 F A X	兼業 備考
	16430221 H28. 2. 1	中村 公亮 天草	〒863-2201 天草市五和町御領1197番地7 中村行政書士事務所	080-1718-1470	
	16430222 H28. 2. 1	後藤 光彦 熊本北西	〒861-8005 熊本市北区龍田陳内2丁目7番4号 行政書士後光事務所	096-374-8055	
	16430223 H28. 2. 1	後藤 俊二 熊本北西	〒861-8003 熊本市北区楠1丁目17番26号 行政書士後藤俊二事務所	096-339-8111	司

単位会異動

登録番号 登録年月日	会員名 支 部	事務所の所在地	事務所 T E L	備考
94270757 H 6. 6. 1	吉田 泰夫 熊本中央	〒862-0976 熊本市中央区九品寺三丁目6番19号	096-342-5827	

廃業

支部	氏名	廃業年月日	備考
天草	嶋崎 秀信	H27. 12. 10	死亡
宇城	長井 洋	H28. 1. 6	
熊本北西	志垣 英海	H28. 1. 31	

編集
後記

ようやく長い冬が終わり、日中の日差しに春を感じる時期になりました。新年を迎えたのがついこの前だったのに、早3ヵ月。なんとも時間が早くすぎることに驚いております。編集作業に追われましたが、何とか会員の皆様へ今号をお届けすることができ、少しほっとしています。引き続き我々広報部、会員の皆様に身近に感じていただける紙面作りを目指していきますので、どうぞご意見、記事や写真の寄稿などご協力をお願いいたします。

(広報部 林 誠)

発行所

熊本県行政書士会

発行人 会長 井口由美子

編集人 広報部長 古市 麻美

〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13-36

T E L (096) 385-7300

F A X (096) 385-7333

印刷所 株式会社 城野印刷所

T E L (096) 286-3366



熊本県行政書士会
行政書士くまもと

